

働く仲間の
みなさん!



雇用の不安・ 雇止めの不安は ありませんか?

パート・アルバイト・契約・派遣などで
働くみなさんのための
連合労働相談ホットライン

フリーダイヤル

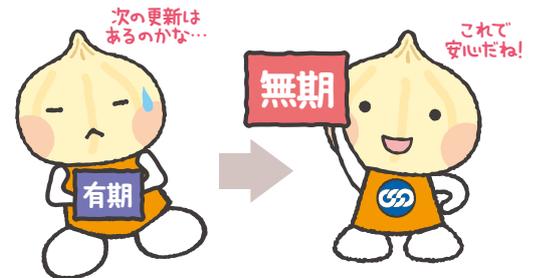
0120-
いこうよれんごうに
154-052

知って
いますか?

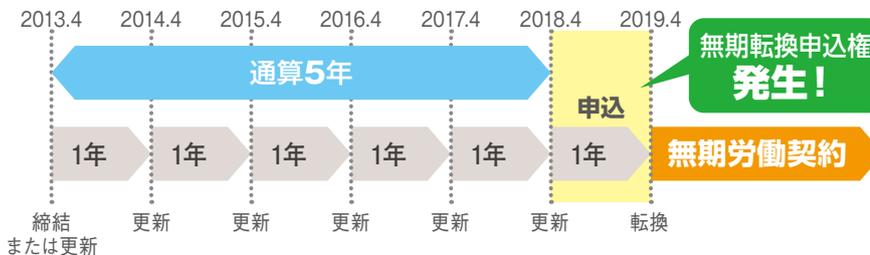
2018年4月1日より有期労働契約から
「無期労働契約」への転換を申し込むことができます!

● これまでは、有期労働契約で何年働いても、「無期労働契約に転換できる権利」はありませんでしたが、有期労働契約が反復更新されて5年を超えたときに、労働者が申込みをすることによって、無期労働契約(期間の定めのない労働契約)に転換できるようになりました。【改正労働契約法第18条】

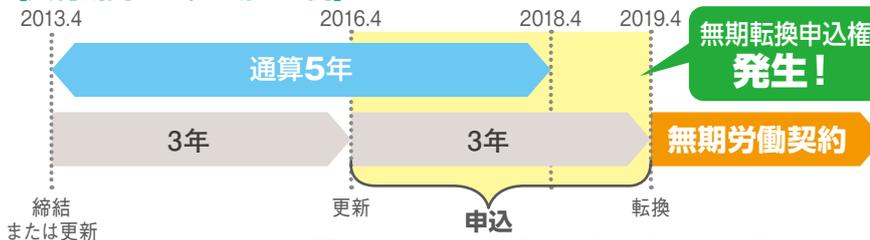
● 無期労働契約への転換を申し込む権利(「無期転換申込権」)は、2013年4月1日以後の有期労働契約が対象となり、同一使用者と有期労働契約通算期間が5年を超えていること、契約更新回数1回以上が条件となります。



【契約期間が1年の場合の例】



【契約期間が3年の場合の例】



※契約期間によっては、すでに無期転換申込権が発生している場合があります。

注

会社は、無期転換を申し込まないことを契約更新の条件とするなど、あらかじめ労働者に無期転換申込権を破棄させることはできません!



無期転換は
有期労働契約者の
権利です!

「突然、次の契約は更新しないとされた…」 「労働契約の内容と実際の労働条件が違う…」等、雇用不安を感じたり、賃金・労働時間・休暇などの労働条件がおかしいと思ったときには、ひとりで悩まず連合にご相談ください!!



連合なんでも労働相談ダイヤル

フリーダイヤル いこうよれんごうに

0120-154-052

秘密厳守・相談無料
携帯電話・スマートフォンからでも
OK!

「連合」(日本労働組合総連合会)は組合員686万人の労働組合です。民間企業から公務員まで、さまざまな産業、全国の地域で働く仲間たちが集まり、組合員だけでなく、すべての働く人の雇用と暮らしを守るためにがんばっています。全国47都道府県、職場やお住まいの近くにも「連合」があります。

連合 検索

みなさんからこのような
相談を受けました



相談事例③

上司からセクハラを受けています。セクハラ行為がエスカレートしてきたため、我慢できず拒否したら、退職勧奨を受けるようになりました。自分の生活もあるので仕事は辞めるわけにはいかないのですが、このまま退職に追い込まれそうです。



相談事例①

有期労働契約から無期労働契約の申込みができる2018年4月1日を前に、「2017年度で労働契約終了」と事前通告を受けました。これは、無期転換の申込みをさせないための雇止めではないでしょうか？



相談事例②

パートとして働いています。有給休暇取得を申し出たところ、上司から「有給休暇は取れない。無給で休むなら認める」と言われました。パートには有給休暇はないのでしょうか？



相談事例④

派遣先の正社員からパワハラを受けています。派遣先の担当者や派遣元の担当者に相談しても改善されません。このパワハラが原因で、何人も派遣の人が辞めています。



相談事例⑤

パートとして働いていましたが、会社から「仕事がなくなったので辞めてくれ」と言われ即日解雇になりました。解雇理由書を求めましたが応じてくれず、また解雇予告手当もありません。



ただいま全国で
2017春季生活闘争中!

連合は、

**「底上げ・底支え」「格差是正」で
クラシノソコアゲを実現しよう!
長時間労働撲滅でハッピーライフの実現を!**

のスローガンを掲げて取り組んでいます。



仕事での不安や悩み、**「行こうよ、連合に」**まずはご相談を
1人で抱え込まずに

秘密厳守
相談無料

～雇用の不安・雇止めの不安はありませんか?～
パート・アルバイト・契約・派遣などで働くみなさんのための

連合労働相談ホットライン

2017年2月9日(木)～11日(土) 10:00～19:00

フリーダイヤル いこうよ れんごうに

 **0120-154-052**

上記期間以外も常設しています。携帯電話・スマートフォンからでもOK!
おかけになった地域の連合につながり、専門の相談員が対応します。もちろん秘密厳守です。

